認知症施策推進本部令をここに公布する。

御名御璽

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十八号

認知症施策推進本部令

内閣は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期）

第一条　認知症施策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第二条　関係者会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、関係者会議を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（関係者会議の運営）

第三条　関係者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　関係者会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　前二項に定めるもののほか、議事の手続その他関係者会議の運営に関し必要な事項は、会長が関係者会議に諮って定める。

（認知症施策推進本部の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、認知症施策推進本部の運営に関し必要な事項は、認知症施策推進本部長が認知症施策推進本部に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

２　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「人事院」を「認知症施策推進本部、人事院」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　武見　敬三

府令・省令

○内閣府令・経済産業省令第六号

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、割賦販売法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

経済産業大臣　齋藤　健

割賦販売法施行規則の一部を改正する命令

割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第十条**　法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　［略］ （情報通信の技術を利用する方法） **第三十四条**　法第二十九条の四第一項において読み替えて準用する法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　［略］	（情報通信の技術を利用する方法） **第十条**　法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　［略］ （情報通信の技術を利用する方法） **第三十四条**　法第二十九条の四第一項において読み替えて準用する法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　［略］